

家庭用生ごみ処理機器普及事業実施要項

1 目的

この要項は、家庭から排出される生ごみの減量化及び公衆衛生思想の高揚を図り、もって市民の快適な生活環境を保全するため、電動生ごみ処理機の購入者に対し、補助金を交付するために必要な事項を定める。

2 実施主体

大船渡市公衆衛生組合連合会（以下「市衛連」という。）

3 補助金交付対象者

補助金交付の対象となる者は、市内販売店舗から電動生ごみ処理機を購入する市衛連を構成する地域公衆衛生組合の組合員とする。

4 補助金の額

補助金の額は、購入額の3分の1以内とし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、1基当たり20,000円を限度とする。

5 補助金交付に関する手続き

- (1) 電動生ごみ処理機を購入しようとする者は、市衛連会長が定める期間内に電動生ごみ処理機購入費補助金交付申請書（様式第1）を関係書類を添えて市衛連会長あて提出するものとする。
- (2) 市衛連会長は、上記(1)の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査して補助金交付の可否を決定する。
- (3) 市衛連会長は、補助金を交付すると決定した者に対し、電動生ごみ処理機購入費補助金交付決定通知書（様式第2）により通知する。
- (4) 申請者は、上記(3)の通知書を受領した後に電動生ごみ処理機を購入し、購入後においては、市衛連会長が定める期限までに関係書類を添えて電動生ごみ処理機購入費補助金交付請求書（様式第3）を市衛連会長あてに提出する。
- (5) 市衛連会長は、上記(4)の請求書による請求に基づき、補助金を交付する。

6 補助金交付を受けた者の責務

この要項に基づいて補助金交付を受けた者は、電動生ごみ処理機を適切かつ良好に維持管理しなければならない。

7 その他

- (1) 同一年度において、補助対象とする電動生ごみ処理機は1世帯当たり1基までとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、本事業推進に関し必要な事項は、別に定める。

この要項は、平成13年5月21日から施行する。

この要項の施行に伴い、家庭用生ごみ処理容器普及事業実施要項（平成元年4月1日施行）は廃止する。

この要項は、平成14年5月14日から施行する。

この要項は、令和3年8月10日から施行する。